

福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）およびちびっ子・中学生・高校生等医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

受給者証の交付を受けている人で、対象要件を事前に確認できる人については、更新手続きを省略し、7月下旬に新しい受給者証を送付します。今お使いの受給者証の有効期限は、7月31日までになりますので、8月1日から新しい受給者証をお使いください。ただし、次の人は、申請が必要です。

乳幼児医療費助成制度（県制度）

- (1) 年齢要件
0歳～小学校就学前まで
- (2) 所得要件

税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

ちびっ子医療費助成制度（町制度）

- (1) 年齢要件
0歳～小学校6年生まで（未就学児は、県制度非該当の人）
- (2) 所得要件
なし

高校生等医療費助成制度（町制度）

- ・対象となる人
- (1) 年齢要件
周防大島町に住民票のある高校生年代（平成20年4月2日～平成23年4月1日生まれの人）
- (2) 所得要件
なし

※婚姻、就職等により保護者の扶養から外れた場合は対象外です。

ひとり親家庭医療費助成制度（県制度）

- (1) 世帯要件
 - ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童
 - ・父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

(2) 所得要件

市町村民税所得割非課税世帯（同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なします。）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

※父母の令和8年度住民税等の申告が必要で、（収入がない人も申告が必要です。）

対象になると思われる人には、6月に更新申請書を送付しておりますので、福祉課または最寄りの支所・出張所で7月中に申請の手続きをしてください。手続きに必要なもの

（次のいずれか1つ）

- ・資格確認書の写し
- ・資格情報のお知らせの写し

○加入している医療保険の変更または資格喪失した場合や、町内での住所や氏名を変更した場合は、変更の手続きが必要になりますので、お知らせください。

問い合わせ

福祉課 こども家庭班
☎0820（77）5508

民生委員児童委員の活動紹介 （東和地区協議会）

周防大島町では、子どもが一人でも安心して無料もしくは低額で食事のできる「島のこども食堂」活動を支援しています。

こども食堂は子どもたちとボランティアで来ている高齢者とのふれあいの場、居場所づくりの場ともなっています。東和地区協議会では、道の駅サザンセットとうわのチャレンジショップで毎月一回開催されるこども食堂でのイベントを通して、家庭と地域を結ぶ役割を果たしながら、子どもたちが安心して成長できる環境づくりを目指しています。

問い合わせ

福祉課 民生福祉班
☎0820（77）5505



▲道の駅サザンセットとうわでの活動の様子